

北上地区消防組合消防本部告示第2号

北上地域メディカルコントロール協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>ア 社団法人北上医師会の推薦する医師</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 行政機関関係者</p> <p>ア 岩手県総務部総合防災室防災消防担当課長</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>ア <u>一般社団法人北上医師会長</u></p> <p>イ <u>一般社団法人北上医師会の推薦する医師</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 行政機関関係者</p> <p>ア 岩手県総務部総合防災室防災消防課長</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。